

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和4年9月20日

○出席委員（12名）

委員長 坂倉 広子  
委員 南川 則之  
委員 瀬崎 伸一  
委員 奥村 敦  
委員 戸上 健  
委員 坂倉 紀男

副委員長 山本 哲也  
委員 濱口 正久  
委員 片岡 直博  
委員 河村 孝  
委員 浜口 一利  
委員 世古 安秀

議長 木下 順一

○欠席委員（1名）

委員 中世古 泉

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼  
議事総務係長 平山 智博

(午前11時15分 再会)

○坂倉広子委員長 それでは、ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、協議事項1、個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

詳細については、事務局より説明します。

次長。

○平山次長兼議事総務係長 事務局、平山です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お配りさせていただいています令和4年9月20日議会改革推進特別委員会資料というのをご覧ください。

こちらは、個人情報の保護に関する条例の制定についてというふうにかかせていただいているんですけども、これまでこの背景というところを見ていただきますと、個人情報保護法、あと行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、これら3つ、個人情報に関する法律があったんですが、これらの3つが一元化されることとなります。令和5年4月1日に施行予定となっておりますが、ただし、今回この法律が一本化されるときに、この法律から下段にあります地方公共団体の議会はこの一元化の法から除外されるというような規定になっていまして、こちら国や裁判所が対象外になっているので、そのことと整合性を図るためという形で、議会についてはここから除外されてしまうこととなります。

そのことから、この矢印のほうを下りていただきますと、鳥羽市議会におきましても、独自にこの個人情報保護条例を制定する必要が出てきております。現在、全国の市議会議長会のほうで、この個人情報保護条例(例)、案のほうを作成のほうを順次進めております。今後、この例を基に、鳥羽市議会のほうでもこの条例の制定に向けて準備のほうを進めていくんですが、まず今回は、今後のスケジュールについてだけ、この段階で説明のほうをさせていただきます。

まず、本日、この検討開始という形で9月に書かせていただいているんですけども、12月頃に条例案のほうを完成させまして、今回この罰則規定がありますので、検察庁との協議というものが必要になってきます。この検察庁との罰則に関する協議が2か月ぐらい時間を要することから、12月に検察庁との協議を始めて、2月頃に検察庁との協議を終えて、3月議会のほうに上程のほうの予定でいきたいと思っておりますので、順次また、その案の作成についてまた準備を進めましたら、改めて連絡のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

事務局の説明についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に、協議事項2、その他について委員の皆様より何かご意見、ご提案等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 本日の協議事項は全て終了とさせていただきます。

次回の議会改革推進特別委員会の開催については、改めて連絡をさせていただきます。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午前11時19分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年9月20日

議会改革推進特別委員長      坂   倉   広   子